

お取引先様各位

2023年5月吉日
株式会社豊運
技術本部

がん原性物質の通知に関しまして

拝啓 貴社ますますのご隆盛のこととお喜び申し上げます。
平素は格別のお引き立てを賜り厚く御礼申し上げます。

さて、2022年12月26日に「労働安全衛生規則第577条の2第3項の規定に基づきがん原性がある物として厚生労働大臣が定めるもの」が告示されました。(厚労省告示第371号)

この告示は、リスクアセスメント対象物のうち国が行う化学物質の有害性の分類の結果、発がん性の区分が区分1に該当するもので、2021年3月31日までに当該区分に該当すると分類されたものが対象となります。

2023年4月1日より「がん原性物質」を取り扱う場合、作業記録等の作成と30年間の保管が安全衛生規則第557条の2第3項に規定されました。

対象製品はSDSの15項の適用法令に「がん原性物質」の記載を順次改訂していきますが、先ずは本通知によってお知らせいたします。

対象製品のご使用におかれましては作業記録等の保存をお願い申し上げます。

敬具

記

- ・対象製品及び対象物質

当社HPの製品SDSをご参照ください。

- ・[参考]労働安全衛生法の詳細につきましては、厚生労働省HPをご参照ください。

https://www.mhlw.go.jp/stf/newpage_29998.html

以上

作業記録 *1

現場名: _____

工事名: _____

所属: _____

月	日	天気	気温	作業者	使用製品	使用量	使用保護具 *2	作業時間	作業場所	作業内容
						10袋	② ④	13:00 ~ 14:30		練り混ぜ・塗付け
								~		
								~		
								~		
								~		
								~		
								~		
								~		
								~		
								~		
								~		
								~		
								~		
								~		
								~		

*1 「がん原生物質」を取り扱う業務に従事する労働者の「作業記録」は30年間保存(労働安全衛生規則第577条2第3項)

*2 「がん原生物質」を取り扱う保護具としては、①防塵マスク ②簡易防塵マスク ③保護眼鏡 ④保護手袋 などがある。

[応急処置]

眼に入った場合： 水で数分間注意深く洗浄を続け、直ちに医師に連絡すること。

飲み込んだ場合： 口をすすぐこと。無理に吐かせないこと。直ちに医師に連絡すること。

(応急処置を行った場合は別紙に詳細を記録する)